

令和8年

目黒区教育委員会

第25回定例会会議録

(令和8年8月25日開催)

第25回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和8年8月25日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	高橋和人
	教育委員会教育長職務代行者	若井田正文
	教育委員会委員	松村真理子
	教育委員会委員	高橋智佳子
	教育委員会委員	小枝義典

出席職員	教育次長	高橋直人
	教育政策課長	藤原康宏
	学校運営課長	田中哉子
	学校ICT課長	西原昌典
	学校施設計画課長	鈴木隆介
	教育指導課長	斎藤圭祐
	教育支援課長	川島健
	統括指導主事	久野歩
	統括指導主事	玉村昌彦
	生涯学習課長	中尾真里
	八雲中央図書館長	小寺峻

書記	熊澤寛行
	松園拓人

(議事日程)

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 5 9 号 | 目黒区情報公開・個人情報保護審査会への諮問について |
| 日程第 2 | 議案第 6 0 号 | 令和 9 年度使用目黒区立小学校教科用図書の採択及び令和 9 年度使用目黒区立中学校教科用図書の採択について |
| 日程第 3 | 議案第 6 1 号 | 令和 9 年度使用目黒区立学校特別支援学級教科用図書の採択について |
| 日程第 4 | 報告事項 | 「目黒区立学校・園における働き方改革実行プログラム」の実施状況について |
| 日程第 5 | 報告事項 | 区が管理する樹木の緊急点検結果について（中間） |

資料配付

- ・令和 8 年 1 0 月行事予定表

(午前 9 時 3 0 分開会)

- 教育長 令和 8 年第 2 5 回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はいません。署名委員は高橋委員です。
- 議題に入りますが、日程第 1 は、個人情報に関する案件ですので、目黒区教育委員会会議規則第 1 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、会議を非公開とすることについて発議します。
- それでは、同条第 2 項の規定に基づき、討論を行うことなしに直ちに可否を諮ります。非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 それでは、日程第 1 は非公開により審議することとします。

(午前 9 時 3 1 分から午前 9 時 3 6 分まで 非公開会議)

- 教育長 ここからは会議を公開とします。
- 次に、日程第 2 を議題とします。

(日程第 2 議案第 6 0 号 令和 9 年度使用目黒区立小学校教科用図書の採択及び令和 9 年度使用目黒区立中学校教科用図書の採択について)

- 教育指導課長 (資料により説明)

- 教育長 ただいま教育指導課長から説明があったとおり、第 2 4 回教育委員会定例会において、小学校及び中学校で令和 9 年度に使用する教科用図書について協議しました。
- 前回の協議結果を議案としてまとめましたので、本日はその内容を確認していただきたいと思います。内容は、別紙 1 及び別紙 2 に記載のとおりです。
- この件についてご質問等がありますか。
- 特にないようですので、採決を行います。
- 本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第60号は原案どおり可決します。
次に、日程第3を議題とします。

(日程第3 議案第61号 令和9年度使用目黒区立学校特別支援学級教科用図書の採択について)

○教育指導課長 (資料により説明)

○教育長 ただいま教育指導課長から説明があったとおり、第24回教育委員会定例会において、令和9年度に目黒区立学校の特別支援学級で使用する教科用図書について協議しました。

前回の協議結果を議案としてまとめましたので、本日はその内容を確認していただきたいと思います。

令和9年度に目黒区立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する文部科学省著作教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定に基づく教科用図書については、別紙1及び別紙2のとおりです。

この件についてご質問等がありますか。

特にないようですので、採決を行います。

本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第61号は原案どおり可決します。
次に、日程第4を議題とします。

(日程第4 「目黒区立学校・園における働き方改革実行プログラム」の実施状況について(報告事項))

○教育政策課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等がありますか。

○委員 「時間外在校等時間」という言葉の意味について、これは勤務時間外に学校内で仕事をしている時間を指すのでしょうか。
また「等」には何が含まれるのでしょうか。学校外で仕事をしている時間も含まれるのでしょうか。

○教育政策課長 学校内で仕事をしている時間に加え、出張先で仕事をしてい

る場合も含むため「等」という言葉を使用しています。

○委員 そうすると、学校に残って残業している場合のほか、自宅にパソコンや端末を持ち帰って仕事の続きをした場合、その時間も含まれるのでしょうか。また、そうした時間についても統計を取っているのでしょうか。

○教育政策課長 本来、自宅で仕事をする場合には、各学校において管理職に所定の届出を行い、その時間も時間外在校等時間として含めることが原則です。

○委員 自宅で仕事をした時間も、この資料に示されている時間数に含まれているのでしょうか。それとも、別に集計しているのでしょうか。

○教育政策課長 この資料の数値は、出退勤管理システムに登録されたデータを基に集計しています。自宅で仕事をした場合も、その時間を出退勤管理システムに反映し、管理する運用としています。

○委員 働き方改革には、ここの目標にも書かれているように、教員の負担を軽減するという目的があると思います。そのため、学校や出張先における時間外勤務だけでなく、きちんと許可を取っているにしても、自宅での時間外勤務時間がどのくらいあるのかということも把握しなければ、教員の負担を正確に捉えることができないのではないかと思います。次回の会議まででなくても構いませんが、現状についてお知らせいただきたいと思いました。

○教育政策課長 自宅に持ち帰って仕事を行う場合も、出退勤管理システムに入力し、各学校の管理職は教員の時間外勤務が過度な負担となっていないかを確認することとしています。そのため、まずは時間外に仕事をした場合には確実に届け出るという基本的な運用を、各学校で徹底することが重要であると考えています。

○教育長 時間外在校等時間の「等」には、出張先で勤務した時間などが含まれるということですが、法律上で「在校等時間」はどのように定義されているのでしょうか。この数値が全国的にも公表されるのであれば、自治体ごとに数値の根拠が異なっては比較ができません。各自治体がそれぞれの解釈で集計してよいものなのか、そのあたりを教えてください。

また、教員が自宅で行う丸つけなどの業務は、この数値に含まれていないのでしょうか。それとも本人が申告し、学校長が認めた時間については含まれているのでしょうか。その取扱い

を明確にしてください。

○教育指導課長 まず、時間外在校等時間には、出張先で本来の勤務時間を超えて勤務した場合、その時間も含まれます。

一方、持ち帰り業務については、時間外在校等時間には含まれない取扱いとなっています。なお、勤務時間外に自宅へ持ち帰って業務を行うことは、原則として行わないよう各学校に通知しています。

例えば、各学校において、年度末に通知表作成等を勤務時間外に行うことはあると思いますが、その場合も、個人情報保護の観点から、学校内で業務を行うことが一般的であると考えています。

いずれにしても、時間外在校等時間そのものをできる限り縮減していくことが重要です。日常的に行われている教材研究や翌日の授業準備について、例えば、ある学級の教員が作成したワークシートをほかの学級でも共有したり、これまでの教材をデータベース化して翌年度以降も活用したりするなど、業務を組織的に効率化し、時間外在校等時間を減らしていく取組が必要であると考えています。

○教育長 給特法の定義については、現時点で分からなければ後ほど確認しておいてください。

○委員 時間外在校等時間の表を見ると、副校長の勤務状況が最も際立っていると感じます。先ほどその要因の分析や対応について簡単に説明がありましたが、改めて説明をお願いします。

○教育指導課長 時間外在校等時間が月 4 5 時間以下である副校長の割合は、校長や教員と比べて低くなっており、特に小学校では 4 0 % を下回っている状況です。

先日、学校長会と意見交換を行った際にも、このことが話題になりました。小学校では、教員が業務の進め方などについて、副校長に直接相談するケースが少なくないとのことでした。学校がチームとして組織的に動くという点には、まだ課題があると認識しています。その結果、副校長が担うべき事務処理や教員の授業観察などの業務が後回しとなり、在校時間が長くなるという話を聞いています。

一方で、中学校の副校長においては、その割合が 5 7 % となっています。中学校では、組織、教務生活指導、あるいは学年主任を中心とした学年指導が比較的進んでいるのかと思います。

ただし、部活動などにより教員が通常の勤務時間を超えて勤務する場合には、副校長もその管理を行う必要があるため、在校時間が長くなる状況があります。

副校長の時間外在校等時間を減らすためには、組織的にそれぞれの役割を果たしていくことが鍵だと考えています。そのため、教育指導課からも合同校長会などの機会を捉え、特に生活指導面を中心とした組織的な取組を進めていただくように案内をしなければいけないと考えています。

○委員

公務員には給特法があり、一般的な民間企業の方と取り扱いが異なるということは承知しています。この資料に示されている月45時間や月80時間という基準は、労働基準法における時間外労働の基準を踏まえて設定されているものと思います。民間企業では、法定労働時間である1日8時間、週40時間を超えた時間を時間外労働時間としていますが、ここでいう時間外在校等時間は、それに近い考え方によるものなののでしょうか。

公務員と民間企業の方の間に時間外勤務の考え方が異なるとなると、この数値をどのように見ればよいのか分からなくなってしまうと感じます。例えば、一般的な労働基準法上の時間外労働との関係や、同様の感覚で数値を見てよいのかといった説明があるとよいのではないかと思います。

また、勤務実態について、時間外在校等時間が月45時間以下である管理職、教員の各年度の割合が示されています。年次報告であれば、割合が増減した主な要因についても説明があるとよいと思いました。年度によって割合が上がったり下がったりしていますが、例えば新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、学校行事が増えたことなど、年度ごとに状況は異なると思います。その中で、どのような取組を重点的に行之、どのような要因によって改善したのか、概要が分かるようにしていただくとよいと思いました。

○教育指導課長 1点目について、給特法との関係を説明します。教員は時間外在校等時間に応じて手当が支給されるのではなく、教職調整額として給与の4%が一律に支給されます。長年見直しが行われてこなかったことから、現在は10%に向けて毎年度1%ずつ、段階的な引上げが進められています。

こうした制度が設けられている背景として、教員の業務は、一般的な職種とは異なり、時間外に行う業務の内容を明確に切

り分けにくい部分があります。例えば、翌日の授業準備を一律に行うだけでなく、突発的な生活指導への対応や、学校行事が近づいた時期に業務が集中することなどがあります。

このうち、教員に時間外勤務を命じることができる業務については、いわゆる「超勤4項目」として定められています。具体的には、移動教室等の宿泊に関わるもの、運動会等の学校行事に関わるもの、職員会議に関するもの、非常災害等のやむを得ない場合となります。

こうした事情から、一般的な職種と単純に比較できるものではありませんが、時間外在校等時間については、月45時間以内とする指針が示されています。これは、1日あたりに換算するとおおむね2時間程度となります。さらに、国においては、令和7年度から、時間外在校等時間を平均して月30時間程度に縮減するという目標が示されました。

○教育政策課長 増減要因の分析について、時間外在校等時間が月45時間以下である教員の割合は、増加傾向にあります。令和5年2月に働き方改革実行プログラムを改定し、その際に月45時間を超える教員をゼロにするという目標を掲げました。また、各学校の経営方針においても、働き方改革を進める視点をしっかりと持つよう取り組んできた結果であると認識しています。

給特法等改正法に基づく働き方改革の実施状況の公表は、今年度から行うものです。今後、例えば令和8年度に月45時間以下である教員の割合が減少した場合には、しっかりとその要因を分析し、今後の取組に生かしていきたいと考えています。

○教育長 その他ご質問等がありますか。

特にないので、この報告を受けました。

次に、日程第5を議題とします。

(日程第5 区が管理する樹木の緊急点検結果について(中間)(報告事項))

○学校施設計画課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等がありますか。

○委員 この取組は、危険な樹木を撤去することで区民の安全を確保するという側面がある一方、目黒区を特徴づける桜の木も伐採することとなるため、区民の方から様々なご意見が出ると思い

ます。そのため、資料の表には本数だけでなく、危険性がある樹木の割合を明記するなど、区民に分かりやすく示した方がよいと思いました。

また、以前危険度が高い桜の木に対して剪定を行い、その後、きれいに咲くようになったという経緯もありますので、そのような情報も含め、区民に対する広報については、分かりやすくしていただければと思います。

○学校施設計画課長 伐採等を担当する所管課とも公表方法を調整しながら、区民に分かりやすいものとしていきたいと思います。伐採等を行うに当たっては、区民等から様々なご意見があるかと思うので、十分に説明を尽くし、理解を求めながら進めていきたいと考えています。

○教育長 その他ご質問等がありますか。
特にないようですので、この報告を受けました。

資料配付
・令和8年10月行事予定表

○教育長 その他なにかありますか。
特にないようですので、以上で本日の定例会を閉会します。

(午前10時15分閉会)